

みんなでも ともに 乗り越えよう

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。

その中で、町がどのような取組みをしているのかをお知らせします。

フォーアールエナジー株式会社と浪江町が工場立地に関する基本協定を締結しました

10月25日、浪江町が整備を進める産業団地へ、震災後初めてとなる工場立地の基本協定締結式が執り行われました。この式において、両者が地域経済再生、雇用の場の創出にとどまらず、新たなまちづくりのパートナーとして共に歩んでいくことを確認しました。

フォーアールエナジー株式会社は、国内初となる使用済み車載用バッテリーの再利用・再製品化工場を浪江町に立地し、来春の操業開始を目指しています。

《企業概要》

企業名：フォーアールエナジー株式会社

代表：代表取締役社長 牧野 英治

所在地：神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5
クイーンズタワーC 20階

事業内容：リチウムイオンバッテリーシステムの開発、製造、販売
車載用リチウムイオンバッテリーの二次利用における実証、事業化



☎ 産業振興課産業創出係
TEL 0240 (34) 0248

原発事故による損害賠償でお困りの方へ ADRセンターが無料で和解仲介します

東京電力の提示金額に納得できない方など、どなたでも当センターをご利用いただけます。現在の申立て以外の損害についても、申立て可能です。また、裁判よりも手続きが簡便かつ無料※1で、ご本人様お一人でも申立てができます。証拠書類がない場合でも申立て可能であり、仲介手続の中で、センターの調査官が不明な点を丁寧にお伺いします。

手続が終了している21,127件のうち、8割強である17,353件※2が和解成立に至っています。

※1 送料等の実費は発生します。 ※2 平成29年10月末現在の件数です。(速報値)

最近の和解事例

居住制限区域（浪江町）の賃貸住宅に居住していたが、娘の住む関東地方に避難後、平成23年5月に避難先で娘が購入資金の一部（1,000万円）を申立人から贈与を受けて購入した住居に居住している申立人について、中間指針第四次追補の住居確保に係る損害に準ずるものとして、避難先地域の家賃相場に照らした想定賃料と原発事故前に居住していた賃貸住宅の賃料との差額の8年分が賠償された事例（和解事例1214）。

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。

お問合せ先

原子力損害賠償紛争解決センター 無料電話 0120 (377) 155

町の農林水産業 再生に向けて

問 産業振興課農政係 TEL 0240(34)0245

秋の農業体験イベント を実施しました

10月7日、県内外の大学生約50名（福島大学・東京大学・早稲田大学・新潟大学）が「浪江町 秋の農業体験イベント」に参加しました。

当日は天候不良のため、稲刈りは実施できませんでしたが、参加者は、ほ場の様子や乾燥機の仕組みを見学した後、地域スポーツセンターへ移動し、今年収穫したばかりの浪江の新米を始め、浪江町産の食材を使った手作りの弁当を食べ、「どうすれば浪江町に新

規就農者を呼び込めるか」をテーマに、地元農家の方々とワークショップを行いました。

ワークショップでは、「若者へ農業に関心を持たせるための取り組み」が論点となり、大学と町との交流の活発化やインターンシップを通じた農業体験等、様々な意見が出されました。その中で、「若者に町の現状を見てもらう」「実際に体験してもらおう」「生

今年のエゴマも 豊作でした

10月下旬、町内の西台地内と藤橋地内で石井農園さんが5月から栽培していたエゴマ（じゅうねん）の収穫が行われました。

今年度は、2反歩だった耕作面積を6反歩に増やし、手刈りからコンバイン収穫に換えたことにより、とても効率的な作業ができました。

エゴマは収穫前に台風に遭いましたが、しっかりと実をつけていて、今年も豊作でした。

エゴマの実は、水洗い・乾燥の

作業を経て、エゴマ油やお餅の具材など、栄養満点の美味しい食材に変身していきます。

エゴマの栽培は、昨年度実証栽培した場所を今年度は販売実証とし、耕作面積を増やした場所を実証栽培として、本格的な営農再開に向けて実績を重ねています。

このため、石井農園さんでは、来年度も栽培面積を増やしたいので、一緒に栽培してくださいの仲間を募っています。

◎石井農園（代表 石井絹江）

福島県福島市飯坂町平野字中野12
TEL 080(1801)6751



農業委員会だより *第4回*

農業委員会制度の改正について

農業委員会等に関する法律の一部改正により、平成28年4月1日から農業委員会制度が改正されました。浪江町農業委員会では、現在の委員が平成30年7月7日に任期満了となるため、平成30年7月8日より新しい体制に変更します。

主な改正内容は次のとおりです。

1 農業委員会の役割が強化

従来の農地法に基づく権利移動等に関する許認可業務に加え、農地等の利用の最適化の推進が必須業務に位置付けられました。

2 農地利用最適化推進委員を設置

農業委員とは別に、担当地域において農地等の利用の最適化の推進のための現場活動（担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等）を行う、「農地利用最適化推進委員」が新設されました。

3 農業委員選出方法の変更

公職選挙法による公選制が廃止され、地域の農業者等による推薦および応募による候補者の中から町長が議会の同意を得て任命する方法に変わりました。なお、農地利用最適化推進委員は地域からの推薦および応募による候補者の中から農業委員会会長が委嘱します。

今後、推薦および応募の具体的な内容等については、関係法令に基づき、お知らせしていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

問 浪江町農業委員会事務局（産業振興課内）
TEL 0240(34)0245